

番号	報告書ページ	項目	意見	意見に対する部局の対応【環境政策部】
1	33	重点施策の事業スケジュールの開示について	4つの重点施策について、それぞれに年度別の事業スケジュールが示されているが、いずれも「各種検討。必要に応じ整備実施。」や「継続実施」等と記載されており、各年度の具体的な実施内容が記載されていない。そのため、仮にある年度に事業が実施されなかったとしても、当該年度において当初より予定していなかったのか、予定していたにもかかわらず実施できなかったのか等、事業の進捗状況を判別できない。例えば、推進施策No31の目標の1つである「既存公園の機能の見直しの検討(公園のリニューアル)」に対する平成30年度の実績は記載されていない。また、目標と実績を対比する形で記載していないため、目標の達成状況を把握することが困難となっている。各年度における具体的な実施内容を事業スケジュールに落とし込み、目標と実績を対比させることで、市民にとって事業の進捗状況や目標の達成状況をわかりやすく開示することを検討されたい。	重点施策の進行管理において事業の進捗状況が分かりにくくなっている点について、ご指摘のとおりと考えており、そのために何ができるかについて検討したい。 本件については、これまでも会議の開催状況を表記するなど行ってきたが、それでは意味がないとの市民等からご指摘を受け、現在の進行管理形態となった。また、検討状況には利害関係者にかかわる問題などから表記出来ない事項もある。いずれにせよ、可能な施策から進捗の公表の在り方について検討していきたい。
2	33	既存公園の機能の見直しの検討について	既存公園の機能の見直しの検討については、過去より「未着手・検討予定」の状況が続いており検討が進んでいない状況にある。平成28年5月に「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等の在り方検討会」(国土交通省)の最終報告が公表され、「都市公園等についてストック効果を高める」、「民との連携を加速する」、「都市公園を一層柔軟に使いこなす」といった基本的な考え方が示され、都市公園を使いこなすためのマネジメントの強化がうたわれている。市においても、当該委員会の最終報告も踏まえ「既存公園の機能の見直し」について具体的な検討を進められたい。	都市公園の配置適正化や機能について、令和2、3年の2か年で見直しの検討をしていく。
3	35	横須賀再興プランを反映した数値目標の設定について	市の最上位の計画である「総合計画」の「実施計画」に該当する横須賀再興プランにおいて、「バリアフリー化対策の推進」や「公園施設長寿命化対策の推進」に関して具体的な数値目標が設定されている。推進の視点が同じであれば、みどりの基本計画においても同様の数値目標を設定してPDCAサイクルに基づいて事業を実施・評価することが望まれる。	「みどりの基本計画」における、数値目標を変更することは想定していないが、進行管理の中において、実施計画の数値目標を踏まえた達成度を確認し明記していくこととした。
4	36	定量的な目標設定について	各推進施策に目標が設定されているが、定量的な数値目標は、推進施策No31「都市公園の配置・機能の適正化に向けた検討」における目標の1つとして設定された「現状維持:520箇所、511ha」という指標のみである。市は、「都市公園等の適切な維持管理の推進」(推進施策No35)や「都市公園等の情報発信の推進」(推進施策No36)といった定性的な目標に対して、当該都市公園等の適切な維持管理や情報発信を実施することで目標を達成したとしている。しかし、このような抽象的な情報だけでは、事業が効率的かつ効果的に実施できたかどうかは明らかにならず、次年度に取り組むべき課題の明確化や改善行動に結び付けることも困難となる。事業の目標として、可能な限り実施件数や進捗率など定量的に測定できる指標を設定することを検討されたい。その際、事業活動が計画どおりに実施できているかという観点からの評価に加えて、当該事業活動を実施したことにより実際にどのような成果が得られているかという観点からの評価もあわせて実施することを検討されたい。	定量的な目標に対する進行管理の表現が抽象的で施策推進に効果的ではないとの指摘はそのとおりであると見え、改善したい。ただし、ご指摘の一部は計画のあり方の根幹にかかわる認識の相違と思われる。本市ではこれまで3回みどりの基本計画を作成(策定、見直し、改定)しているが、すでに概ねの施策には取り組み済となっており、一巡した状態ととらえている。そうした中で、現計画は今後何に取り組んでいくべきか、という将来に向けた提案的要素も含んだ計画とした。このため検討することを明記しただけで定量的な目標が立てられない施策が多い。今後はこうした行政計画もあり得る点もご理解いただきたい。

番号	報告書 ページ	項目	意見	意見に対する部局の対応 【環境政策部】
5	43	ハザード除去の未完了について	遊具のハザード判定結果において、ハザード3と判定された施設は979施設あるが、市は健全度判定の悪い施設から優先的に改修を行っているためハザード除去が完了していない施設が存在する。 公園施設の長寿命化のための基本方針において、ハザード3の施設はハザード除去に必要な対策を設定するとしており、対策の完了期間は示されていないが、早急にハザード除去を完了されたい。	ハザード3の施設については、撤去または利用禁止等の措置を進めている。
6	46	長寿命化計画の実現可能性について	遊具、便所及び運動公園5公園の公園施設の長寿命化計画においては、市は平成30年度までに928,525千円の規模の長寿命化対策(改修工事)を計画していたが、実績は440,890千円にとどまり、計画に対して47%の進捗状況となっている。また、修繕対象公園数は71箇所計画に対して実績は27箇所であり、その進捗は大幅に遅れている状況にある。 工事に伴う予算確保が難しい状況が続いているため、都市公園の配置適正化や既存公園の機能の見直しの検討等により抜本的な対策をされたい。	都市公園の配置適正化や機能について、令和2、3年の2か年で見直しの検討をしており、こうした見直しの検討結果を踏まえ、公園施設の適切な長寿命化対策を効率的に進めていく。
7	66	公園墓地の大規模改修計画の策定	現状、将来の大規模改修を含めた公園墓地を整備するための必要な費用に充当するため、公園墓地基金が積み立てられているが、公園墓地の大規模改修工事の必要性は認識されているものの、大規模改修計画が策定されておらず、必要とされる経費総額が把握されていないため、公園墓地基金残高が将来の大規模改修工事に備えて必要十分な残高となっているか否か評価することができない。 さらに、大規模改修工事の実施にあたり、公園墓地利用者に対して公園墓地管理料の改定を通じた一定程度の負担を求める必要があるか否か評価することができない。 公園墓地のうち初期に整備された地区は昭和55年に開園しており、開園から概ね40年経過していることから、大規模改修計画を早急に策定することにより、必要とされる経費総額を把握し、大規模改修工事に備えた公園墓地基金の残高の在り方や、公園墓地管理料水準の在り方について検討することが望まれる。 なお、平成31年度において、大規模改修計画策定のための経費(約10,000千円)が予算化されている。	「公園墓地長期大規模改修計画」を策定した。
8	68	債権管理台帳の見直し	現状、債権管理台帳として公園墓地管理システムの「管理料台帳」を利用している。管理料台帳は(報告書の図表4-III-7)の様式で個人別に作成されており、請求年度別の管理料の納付状況を把握することはできるものの、不納欠損処分額、時効到来時期、未納額を一覧性のある形で把握することができない等、債権管理に関連した機能が充実していない。 債権管理を正確かつ効率的に実施するため、個人別・請求年度別の管理料について納付済額、不納欠損処分額、未納額、時効到来時期を一覧性のある形で把握することができるよう、債権管理台帳の内容を見直すことが望ましい。	現在の公園墓地管理システムを更新する際に、債権管理機能の充実について十分検討していく。

番号	報告書 ページ	項目	意見	意見に対する部局の対応 【環境政策部】
9	74	債権回収業務の標準化の必要性	<p>債権回収担当者は、債権回収業務に関する税務部主催の内部研修を受講しているものの、3年程度の業務期間となる場合がある人事異動により債権回収担当となるため、業務経験や専門知識が不十分なまま業務に従事せざるを得ない状況にある。また、異動にあたり前任者から業務の引継を受けているが、前述の状況にあるため引継内容が不十分であり、後任者も十分な業務対応ができていない。</p> <p>具体的には、過年度において、同一債務者に対し年度により対応が異なっていた事例や未納者とのコミュニケーションにより不納欠損処理を回避できる可能性があった事例が発生している。</p> <p>これらの事例の発生原因としては、債権回収担当者の業務経験や専門知識の不足、異動の際の不十分な引継等を起因とする場当たりの対応、債務者とのコミュニケーション不足等にあると思われる。</p> <p>このような場当たりの対応や債務者とのコミュニケーション不足を回避するため、債権回収業務を法令に基づいて体系化・標準化し、業務マニュアルを作成することにより、担当者の業務経験や専門知識の不足を補うことが望ましい。</p>	<p>業務経験や専門知識の不足を補う方法について、業務マニュアルの作成を含め検討していく。</p>
10	75	債権管理業務の効率化の必要性	<p>平成28年度から平成30年度までの不納欠損処分の内容を見てみると、その全てが時効の成立によるものである。さらにその内訳を見てみると、既に死亡した債務者であり、かつ、2親等内の親族も既に死亡していることから債権回収が実質的に困難である者について、時効成立を待って毎年度不納欠損処分している事例がある。</p> <p>上述の事例のように、債務者の状況から明らかに債権回収が困難な場合には、法律上の債権放棄や不納欠損処分を進め、市として管理すべき債権を回収の可能性がある債権に絞り込むことにより債権管理を効率化することが望ましい。</p> <p>また、明らかに資力があるにもかかわらず債務を返済しない者に対しては、適正に管理料を納めている大多数の利用者との公平性を保つ観点から、費用対効果を勘案の上、適時適切に法的手段を執る検討をすることが望ましい。</p>	<p>債権管理の効率化について、回収の可能性がある債権に絞り込んだ対応をする方向性も含め検討していく。</p>
11	76	債権管理体制を充実させる必要性	<p>平成28年度から平成30年度までの不納欠損処分の件数及び金額を見てみると、いずれも増加傾向にあることが分かる。所管課によれば、これらの不納欠損処分されている債権については、過年度において債務者の相続人等を十分に把握できていれば不納欠損処分を回避できた可能性があるとのことである。</p> <p>債権回収事務は公園建設課の公園墓地担当職員4名（うち1名は庶務との兼務）が携わり、市役所の公園建設課へ来所する市民（公園墓地関連とは限らない）に対する窓口業務等の他の業務との兼務で行われているが、専属の担当者は配置されておらず、一方業務量は増加傾向にある。</p> <p>現状、公園墓地担当職員については、公園墓地の令和2年度最終募集に係る業務対応のため、1名オーバー配置の4名配置ということであるが、債権管理体制を充実させるため、業務量に見合った適切な数の職員を担当させることが望ましい。</p>	<p>増加傾向にある業務に対応しつつ債権管理体制の充実が可能な人員確保について、関係部局と協力しながら検討する。</p>
12	82	指定管理者団体の決算書の分析について（公園墓地事業）	<p>市は、指定管理者団体の決算書について、応募の際に過去3年分の決算書の提出を求め、当該決算書を基に応募の際には財務情報の分析を行っているが、指定管理者選定後は、指定管理者から貸借対照表や損益計算書等の決算書を手入しているのみであり、そこに記載されている団体の財政状態や経営成績については、所管課が十分に検証しているとは言い難い。</p> <p>所管課における決算書の内容の理解を進め、比較・検討すべきポイントを明確化することにより、所管課による決算書の検証を十分なものとするため、決算書の統一的なチェックリストを整備し、チェックした結果を文書として残すことが望ましい。</p>	<p>専門的知見を要する事項であるため、全庁的なルールづくりとして総務課へ申し入れをしていく。</p>

番号	報告書 ページ	項目	意見	意見に対する部局の対応 【環境政策部】
13	82	指定管理事業に係る事業計画と事業報告書の比較分析について(公園墓地事業)	市は、指定管理者から指定管理事業に係る事業報告書として公園墓地の管理運営部門の損益計算書を入手しており、事業計画と事業報告書の差額を算定しているが、当該差額がどのような要因で発生したのかという分析を行っていない。事業計画は事業報告書と分析を行い、事業計画と事業報告書の差異がなぜ発生したのかを分析することによって、指定管理料の積算方法が適正であることや指定管理者の業務が適切に運営されていることについて評価することができる。また、次回指定時の指定管理料の積算根拠に資するためにも計画と実績の比較分析は有用である。よって、事業計画と事業報告書の比較分析を行い、差異が生じた理由を事業報告書に記載することが望ましい。	事業報告書の中で、事業計画書との比較・分析を行い、差異が生じた理由について記載するよう指定管理者に指示する。
14	83	貸与物品の管理について	「横須賀市公園墓地指定管理業務基本協定書」の第25条第1項に、「甲は、別紙2に示す物品等を、無償で乙に貸与する。」とされており、第25条第2項において、「乙は、前項の物品について別途定める帳簿を備え、常に良好な状態で管理しなければならない」と記載されている。よって、指定管理者に貸与している電気洗濯機や納骨用コンテナ等の物品は、市が保有しているものを無償で貸与しているため、市は指定管理者が適切に物品を管理しているのか確認をする必要がある。この点を所管課に確認したところ、「平成29年度に次期指定管理者を選考するにあたり、公募のための資料を作成する段階で当時の指定管理者に確認を依頼し、全て揃っている旨の回答を得ているのみであり、現物確認を行ったことが確認できる書類は残っていない」とのことである。また、現物確認については、公募のための資料を作成する段階のみ実施しており、定期的には実施していない状況である。現物確認を実施することで、貸与物品が良好な状態で管理されていることを確認することができ、物品の実在性を検証することができる。よって、指定管理者に定期的な現物確認を実施するように指導を行い、指定管理者から当該実施結果を報告してもらい、記録を文書として残すことが望ましい。	指定管理者に、年度末に管理物品の点検を行うよう指示し、その結果について事業報告書に記載し報告を受けることとする。
15	94	最低制限価格の設定について	最低制限価格制度は、競争性の確保により地方公共団体にとって最も有利な条件で契約を締結するという競争入札制度において、「契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるとき」に限り認められるものである。この点、植物業は、直営公園内の樹木剪定・除草等を委託するものであるが、入札への参加条件として「造園施工管理技士」または「街路樹剪定士」の資格保有者の雇用及び当該資格者の指導等を条件としており、「契約の内容に適合した履行」を行う能力のない事業者は入札参加の段階で相当程度排除されていると考えられる。一方、入札参加者のうち最低制限価格を下回ったことにより失格となった者の中には、前年度の同業務の受注者や当該年度の他地区の業務の受注者で最低制限価格に近い金額で入札した者も含まれており、契約内容に適合した履行が期待できる事業者までも排除される結果となっているケースがある。また、最低制限価格について、入札金額の低いほうから9割5分(入札書採用割合)の札の平均額に調整率(95%)を乗じて算定しているが、調整率が高いため、最低制限価格及び落札金額が高止まりしやすく、入札参加者692者のうち最低制限価格を下回る者が301者発生していることからみてもわかるとおり、競争による利益(経済性)を十分に享受できていない場合がある。経営合理化や技術革新等の経営努力により低価格を実現した企業を排除することに繋がり兼ねない懸念もあり、現在の方法は、「契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるとき」に限り認められた趣旨に照らして過剰な規制になっているものと考えられる。以上から、法の趣旨や業務の性質を踏まえて、最低制限価格制度の要否や低入札価格制度の導入等を慎重に検討するとともに、最低制限価格制度を継続する場合には、経済性が十分に確保されるよう算定方法の見直しを検討されたい。	全庁的な課題であるため契約課へ申入れをしていく。

番号	報告書 ページ	項目	意見	意見に対する部局の対応 【環境政策部】
16	99	契約事務に係るルールの周知徹底(駐車場案内整理業務)	燈明堂駐車場案内整理業務については、環境政策部が所管している平成30年度のみならず、所管部署変更前である平成29年度以前の環境政策部以外の部局においても同様の分割発注による随意契約が行われていた。随意契約が認められる要件について職員が正しく理解できるよう、マニュアルの作成や研修等を通じて職員に周知徹底することが望まれる。	全庁的に周知するよう契約課へ申し入れた。
17	101	130万円を超える修繕工事の予算について(制御盤修繕)	公園管理課によると、公園管理事業には、契約金額が130万円を超える修繕工事用の予算がないため、130万円を超える修繕工事を早急に行うために分割発注せざるを得なかったということであった。しかし、設備の故障や事故等により130万円を超える修繕工事が発生することは、通常の事業運営において想定されうることであるため、公園管理事業に130万円を超える修繕工事の予算を要求することを検討されたい。	工事としての執行が適切な案件については必要性を精査し、年度内あるいは次年度以降の施工について関係課と調整していく。
18	102	契約事務に係るルールの周知徹底(制御盤修繕)	公園管理課は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号までの規定について、同第1号の少額随意契約が認められる金額の範囲内である場合のみ適用可能と誤認していた。随意契約が認められる要件について職員が正しく理解できるよう、マニュアルの作成や研修等を通じて職員に周知徹底することが望まれる。	全庁的に周知するよう契約課へ申し入れた。
19	109	130万円を超える修繕工事の予算について(階段小破修繕)	公園管理課によると、公園管理事業には、契約金額が130万円を超える修繕工事用の予算がないため、130万円を超えないように分割発注せざるを得なかったということであった。しかし、猿島公園の地理的条件等を踏まえて130万円を超える修繕工事の発注を行うことは、経済性の観点からは望ましいことであるため、公園管理事業に130万円を超える修繕工事の予算を要求することを検討されたい。	工事としての執行が適切な案件については必要性を精査し、年度内あるいは次年度以降の施工について関係課と調整していく。
20	115	入園料の設定方法について	猿島公園の入園料の設定に関し、来園者のアンケート結果のみで入園料を設定している。猿島公園の入園料は猿島基金に積み立てられ、当該積立金を基にトイレ新設工事や管理棟の改修工事等を行う。令和20年度までの猿島基金の取り崩し計画は策定しているが、当該計画に含まれていないものとして島外周の崩落防護対策、海浜部浸食工事がある。島外周の崩落防護対策、海浜部浸食工事は10年に一度約50,000千円程度実施する必要があるが、猿島基金の積立金では実施することができないため、当該計画には含まれていない。また、令和元年7月に定められている「公の施設の使用料に関する基本方針」に沿って、入園料が定められているのか検討を行っていない。よって、今後猿島公園の入園料を見直す際に、今後の取り崩し計画や令和元年7月に定められている「公の施設の使用料に関する基本方針」を検討した上で入園料を設定することが望ましい。	入園料改定時に検討したい。

番号	報告書 ページ	項目	意見	意見に対する部局の対応 【環境政策部】
21	142	指定管理者に関する財務審査結果について	市では、指定管理者選定にあたり、応募書類の一つとして直近過去3年分の決算書類の提出を求め、指定管理者財務審査専門委員が指定管理者の財務内容について当該決算書類を基に審査を行い、その結果を市長宛に報告している。 財務審査結果を確認したところ、「3期以上連続して赤字であり経営状況は極めて不安定」、「継続して正味財産は減少傾向にある」といった財務審査結果が記載されているが、財務審査専門委員は事業遂行可能であると判断しているものがあつた。しかし、所管課は、財務審査専門委員が財務内容に問題が無いと判断した根拠について把握していない。指定管理者については、財務審査専門委員の審査の結果を踏まえて、市が最終的に決定する権限と責任を負うものである。財務審査結果に経営状況に疑義のある事項が記載されている場合には、財務審査専門委員が財務内容に問題が無いと判断した根拠について理解した上で意思決定を行うことが望ましい。	専門的知見を要する事項であるため、全庁的なルールづくりとして総務課へ申入れをしていく。
22	143	指定管理団体の決算書の分析について(公園管理委託事業)	市は、指定管理者団体の決算書について、応募の際に過去3年分の決算書の提出を求め、当該決算書を基に応募の際には財務情報の分析を行っている。指定管理者選定後は、指定管理者から貸借対照表や損益計算書等の決算書を入手し、応募の際に入手した決算書との比較・検討を行っているが、財務情報の分析には専門的知識を要すること、全庁的に比較・検討すべき統一的なポイントが定められていないことから、所管課が決算書を十分に検証しているとは言い難い。また、現状においては検証結果が文書化されていない。 決算書の比較・検討すべきポイントを明確化することにより、所管課による決算書の検証を十分なものとするため、統一的な決算書のチェックリストを整備し、チェックした結果を文書として残すことが望ましい。	専門的知見を要する事項であるため、全庁的なルールづくりとして総務課へ申入れをしていく。
23	143	指定管理事業に係る事業計画と事業報告書の比較分析について(公園管理委託事業)	市は、指定管理者から指定管理事業に係る事業報告書として公園の管理運営部門の損益計算書を入手しており、事業計画と事業報告書の差額を算定しているが、当該差額がどのような要因で発生したのかという分析を行っていない。事業計画は事業報告書と分析を行い、事業計画と事業報告書の差異がなぜ発生したのかを分析することによって、指定管理料の積算方法が適正であることや指定管理者の業務が適切に運営されていることについて評価することができる。また、次回指定時の指定管理料の積算根拠に資するためにも計画と実績の比較分析は有用である。よって、事業計画と事業報告書の比較分析を行い、差異が生じた理由を事業報告書に記載することが望ましい。	事業報告書の中で、事業計画書との比較・分析を行い、差異が生じた理由について記載するよう指定管理者に指示する。

番号	報告書 ページ	項目	意見	意見に対する部局の対応 【環境政策部】
24	145	随意契約の締結について (倒木等処理業務)	市は、長井海の手公園倒木等処理業務について、災害(平成30年9月の強風)により発生した倒木等を処理する業務であり、緊急の必要により競争入札に付することができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当するとして、随意契約として契約を締結している。しかし、見積結果報告書の執行日を確認すると、平成31年1月24日となっており、台風被害による施設破損があった平成30年9月から見積書を受領した平成31年1月まで約4カ月経過しており、緊急の必要というには時間が経過している状況である。当該災害で発生した復旧業務では、平成30年11月に見積書を受領している案件もある。この点について所管課に質問を行ったところ、「園内各所で台風被害が生じたことで、被害状況の整理や現場を管理する指定管理者との調整に時間を要した」という回答を得ているが、指定管理者との間に調整を要したのであれば、当該事項を随意契約理由書等に記載し、緊急の必要という点を明記すべきである。緊急の必要により競争入札に付することができないため、随意契約として契約を締結し、時間が経過している場合には、当該理由について随意契約理由書に記載し、緊急の必要という点を明記することが望まれる。	随意契約理由書の内容について明確に理由を記載する。
25	147	遊具安全規準不適合の遊具の取り扱い	市はチビッコ広場に「遊具の安全に関する規準 JPFA-S:2008 2008年8月」(一般社団法人日本公園施設業協会)「遊具安全規準」という。)に不適合の遊具があることを把握しているが、口頭で指導を行うのみであり、管理費交付金の算定基準となる遊具の数にも含めている。広場の面積や予算の制約等もあり、早期の改善が難しい面があることも理解できるが、不適合の遊具の危険性が軽視されるリスクがあるため、管理者への指導方法や管理費交付金の算定基準の見直しについて検討されたい。	管理費交付基準の見直しについて検討していく。
26	148	現地調査結果の報告の遅延	チビッコ広場の現地調査は、広場が適切に管理されているか、子どもの利用実態があるか、交付申請書の内容と矛盾がないか等を確認するとともに、遊具等の安全面についても確認するものである。問題点や改善点を発見した場合には、適時に広場の整備または管理を行う町内会等(以下、「管理団体」という。)に報告することにより、チビッコ広場の環境改善や安全上のリスクの軽減をより早期に行うことができるため、調査後遅滞なく報告書を作成し、管理団体への連絡を行うべきである。	迅速な事務処理を行うよう周知徹底した。